（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

ロ　（略）

十七　前項第九号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託先の商号又は名称及び住所を明示したもの

ロ　不動産特定共同事業契約の締結をするときに当該委託に係る契約の概要を記載する欄があるもの

⑽　電気の供給の事業、ガスの供給の事業、鉄道運送又は鉄道線路敷設の事業、自動車運送の事業、海上運送の事業、港湾運送の事業、航空運送の事業、貨物運送取扱いの事業又は電気通信の事業を営む貸借対照表上の純資産額が十五億円以上の会社の発行する社債の取得

⑾　金融商品取引所に上場されている株式の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のものの発行する社債（⑽に該当するものを除き、その発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものにあっては、一の会社の一回に発行する額が二十億円以上のものに限る。）の取得

⑿　外国政府、外国の地方公共団体若しくは国際機関の発行する債券その他外国法人の発行する次に掲げる債券（金融商品取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）の取得

(i)　外国の特別の法令により設立された法人の発行する債券

(ii)　外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券（(i)に該当するものを除く。）

(iii)　金融商品取引所（金融商品取引所に類似する取引所で外国に所在するものを含む。）に上場されている株式又は債券の発行法人で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のものの発行する債券（(i)及び(ii)に該当するものを除く。）

⒀　金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（⑴及び⑿に規定する標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利

⒁　債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの（外国で行われる売買取引に係るものを除く。）の取得

⒂　外国通貨をもって表示される支払手段であって、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。⑯において同じ。）及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行われる当該市場デリバティブ取引と類似の取引を除く。）の対象となるものの取得

⒃　当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行われる当該市場デリバティブ取引と類似の取引を除く。）を成立させることができる権利の取得

⒄　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の取得

ロ　（略）

（新設）